

空調衛生工事業における労務費等の 適切な価格転嫁のための自主行動計画

1 計画策定の目的

日本空調衛生工事業協会（以下「日空衛」という。）では、令和6年10月に策定した「新たな中期ビジョン 日空衛 2025」に基づき、持続可能な空調衛生工事業の実現に向け、担い手の確保・育成、生産性の向上及び健全な経営環境の構築を柱として、各種の取組を進めてきたところである。

空調衛生工事業の現場を支える建設技能者については、協力会社等の果たす役割が極めて大きく、人手不足が一層深刻化する中、空調衛生工事業がその社会的使命を全うするためには、「労務費等の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（＊）」（以下「労務費転嫁指針」という。）及び「振興基準（＊＊）」に沿って、労務費、資機材価格、エネルギーコスト等（以下「労務費等」という。）の適正な原価を確実に価格へ反映させることが不可欠である。併せて、建設技能者の処遇改善を図る観点から、協力会社等との取引条件の見直し・改善を進め、サプライチェーン全体における適切かつ公正な取引関係を構築していく必要がある。

こうした中、令和7年12月の建設技能者の処遇改善を目的とした第三次担い手3法の全面施行に加え、令和8年1月には「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「取適法」という。）が施行されたことから、会員企業が、施主、総合建設会社及び協力会社等との健全な取引関係を構築し、建設技能者の処遇改善に資する労務費等の適切な価格転嫁を実現していくことが、これまで以上に求められている。

このため、日空衛として、会員企業における労務費等の適切な価格転嫁を実現するため、具体的な取り組みの方向性を明確化し、実効性のある行動に繋げることを目的として、「空調衛生工事業における労務費等の適切な価格転嫁のための自主行動計画」（以下「自主行動計画」という。）を策定するものである。

* 令和5年11月29日 内閣官房・公正取引委員会決定、令和8年1月1日改正

** 受託中小企業振興法第3条第1項に基づき経済産業大臣が定める委託事業者及び中小受託事業者がよるべき一般的な基準（最新は令和7年10月決定）

2 基本的な考え方

本自主行動計画は、建設技能者の適正な労働条件の確保及びその処遇改善を通じて、空調衛生工事業界全体の持続的な発展に貢献することを目指し、以下の考え方を基本として策定する。

- 空調衛生工事に関わる受発注者等の関係者を階層的関係ではなく、対等な「パートナー」として位置付け、パートナーシップ（相互信頼）に基づく協力関係を維持しながら、公正な取引慣行に則った価格交渉を行う。
- 会員企業は、注文者及び受注者の双方の立場を有することを踏まえ、それぞれの立場に応じた行動をとるものとする。注文者としては、労務費等の上昇を適切に反映した価格の確保に努め、協力会社等の適正な利益の確保を支援する。一方、受注者としては、原価上昇分を見積書等において明示し、施主及び総合建設会社に対し、労務費等の適切な価格転嫁を積極的に求める。
- 建設工事における重層下請構造を踏まえ、協力会社等からの見積額を判断するに当たっては、当該協力会社等の受託業者（再委託先）における取引価格の適正化にも十分配慮する。
- 施工業務にとどまらず、空調衛生工事に関連する資材業者、作図業者、警備業者、運送業者等すべての関係事業者との取引において配慮を徹底し、サプライチェーン全体での適切な取引関係の構築を目指す。
- 取適法の趣旨を踏まえ、用語の使用にあたっては、「下請」という表現を可能な限り避け、「協力会社」「サプライヤー」等の用語を用いる。

3 会員企業が取り組む行動

(1) 注文者として取り組む行動

① 見積時の対応

- 協力会社等に対し、労務費等の内訳を明示した見積書の提出を求めることを励行する。
- 協力会社等に対し、労務費の基準や公共工事設計労務単価等市場動向を踏まえた積算を推奨することにより、見積書への労務費等の適正な反映を促す。
- 協力会社等からの見積書に基づき、必要に応じて施主・総合建設会社に価格転嫁を求める。
- 見積依頼は具体的な条件を提示して書面で行う。なお、具体的な条件が確定していない場合は、その旨を明確に示す。また、見積期間については、十分な期間を設定するよう努める。
- 協力会社等からの見積内容を詳細に検討し、労務費等の根拠を確認するよう努める。なお、その際、協力会社等に過度な負担とならないよう配慮する。

② 発注時の対応

- 協力会社との契約書については、建設工事標準下請契約約款又はこれに準ずる契約書を用い、災害復旧等緊急を要する場合を除き、着工前に締結・交付することを徹底する。特に、労務費等の変動に対応する価格改定条項については必須条項とする。
- 請負契約書に、労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項（コミットメント条項）を盛り込むことの提案を励行する。
- 工期に関する基準を踏まえた適正な工期を設定し、無理な工程設定で労務費の増加を招かないよう配慮する。
- 自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金としないこと、注文者が一方的に決めた請負代金の額で協力会社等に契約させる指値発注を行わないことを徹底する。
- 取適法の対象である製造委託等に該当する契約については、一方的な価格決定、手形払い等の禁止事項の徹底を図る。

③ 工事中の対応

- 労務費等の変動があれば関係する協力会社等との間で速やかに情報共有し、追加費用について協議することを原則とする。工期が複数年度にわたる場合は、1年に1回など定期的に労務費等の価格転嫁について協力会社等との協議の場を設けるとともに、協力会社等に価格転嫁の協議について定期的に呼び掛けを行う。
- 追加費用の協議において、協力会社等が労務費の基準、公共工事設計労務単価等の公表資料を用いて提示する価格については、合理的な根拠があるものとして尊重する。
- 工期の延長が必要となる場合は、施主・総合建設会社及び協力会社等と協議の上、適正に工期を延長する。
- 協力会社等から契約締結前に建設業法第20条の2第2項のおそれ情報（以下「おそれ情報」という。）の通知があり、当該通知に係る事象が発生して協議の申出があった場合は、誠実な協議に応じる努力義務があることに留意する。なお、契約締結後におそれ情報の通知があった場合も同様に取り扱う。
- 協力会社等から取引価格の引き上げを求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないことを徹底する。
- 協力会社等の労働環境に配慮し、建設技能者の安全衛生管理や働き方改革の推進に協力する。

④ 支払の適正化

- 協力会社等への支払のうち、社会保険料の本人負担分を含む労務費相当分については現金払いを徹底する。
- 振込手数料、手形の割引費用等については、注文者の負担とする。
- 協力会社等への代金支払いを迅速かつ確実に行い、協力会社等の資金繰りの円滑化を支援する。取適法の対象取引以外についても、約束手形による支払いを行わないよう努める。なお、止むを得ず約束手形により支払いを行う場合も手形期間を60日以内とする。
- 支払遅延防止のための社内管理体制を強化する。

(2) 受注者として取り組む行動

① 見積時の対応

- 施主、総合建設会社に対し、労務費等の内訳を明示した見積書を提出する。
- 労務費等の上昇分を反映した見積書を作成し、施主・総合建設会社に対し、明確な根拠を示して提示する。
- 労務費の基準や公共工事設計労務単価を参考に、説得力ある価格提示を実施する。
- 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあるときは、請負契約締結前までに、おそれ情報を注文者に通知する。また、契約後におそれ情報を認知した場合においても同様とする。
- 協力会社等からの見積書については、適正な労務費を含めて評価・採用する。
- 見積書に記載する労務費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費等の額を著しく下回るものであつてはならないことを徹底する

② 受注時の対応

- 施主、総合建設会社に対し、請負契約書に労務費等の変動に対応する価格改定条項を明記するよう求める。
- 請負契約書に、労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項（コミットメント条項）を盛り込むことの提案を励行する。
- 工期に関する基準を踏まえた適正な工期の確保に努め、著しく短い工期によるコスト上昇・労働環境の悪化の防止を図る。

③ 工事中・工事後の対応

- 労務費等の上昇等に起因する追加費用については、施主、総合建設会社に説明し、契約変更の協議を行う。契約書に価格改定条項がない場合も、協議を行うよう努める。

- 工期の延長が必要となる場合は、施主、総合建設会社及び協力会社等と協議の上、適正に工期を延長する。また、工期の延長に伴い必要となる経費についても協議する。
- 価格転嫁の協議を行う場合には、根拠資料として公共工事設計労務単価等の公表資料を用い、施主、総合建設会社から価格を提示されるのを待たず、希望する価格を積極的に提示する。

④ 相談窓口の活用等

- 労務費等の上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むことを励行する。

(3) 注文者・受注者双方の立場で取り組む行動

① 経営トップによる方針の決定・公表

- 協力会社等の労務費等の上昇分について、取引価格への転嫁を受入れる取り組み方針を経営トップが関与して決定する。
- 経営トップは、パートナーシップ構築宣言（別添ひな形参照）等により、同方針またはその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すよう努める。
- 建設技能者を大切にす自主宣言制度の宣言企業においては、上記の取り組み方針、パートナーシップ構築宣言において、宣言企業であることを明示する。

② 社内体制の整備

- 営業・積算担当者への価格交渉力向上のための教育・研修を実施する。
- 自社の価格転嫁方針を全社的に共有し、現場担当者レベルでも適切に対応できる体制の構築を図る。
- 建設業法、取適法等の関係法令の理解を深める取り組みを行う。
- 建設技能者を大切にす自主宣言制度に積極的に取り組む。

③ 定期的なコミュニケーションの実施

- 施主、総合建設会社に対しては、見積書の提出等に当たり、業界の人手不足やコスト構造の変化を踏まえた協力を要請するとともに、協力会社等に対しては、自社の価格転嫁の方針を共有するなどして定期的なコミュニケーションを図る。

④ 交渉記録の作成・保管

- 価格交渉の記録を作成し、注文者と受注者との双方で保管することに努め

る。

4 自主行動計画のフォローアップ等日空衛の取り組み

- 市場動向や法令改正を踏まえ、定期的に計画の見直しを行う。
- 継続的なモニタリングを実施し、計画の実効性を高める。

【経済産業省版】

「パートナーシップ構築宣言」のひな形（2026年1月版）

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）
- f. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言等）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

※「中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図る」場合には、その旨記載ください。

3. その他（任意記載）

- （例）直接の取引先だけでなく、直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。
- （例）当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。
- （例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み等

(注)「ホワイト物流」について記載する場合は、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明し、「ホワイト物流」推進運動のホームページに掲載されている必要があります。

(例) 約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

○年○月○日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

「パートナーシップ構築宣言」のひな形（案）【日空衛版】（令和8年3月）

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

一般社団法人日本空調衛生工事業協会の定める「空調衛生工事業における労務費等の適切な価格転嫁のための自主行動計画」を踏まえ、適正取引を実行するとともに、以下の項目に積極的に取り組みます。

<記入例>

- ・ 企業間の連携として、協力会社の事業承継支援、設備 BIM 研究連絡会への参画を行っている。
- ・ グリーン化の取組として、脱・低炭素化技術の共同開発、発注者・設計者・協力会社と共同でグリーン調達の推進を行っている。
- ・ 健康経営に関する取組として、現場事務所・作業員詰所の環境改善を行っている。

※ 以下の項目の中から、積極的に取り組む項目を特定し、項目ごとに取組内容を具体的に記載してください。【経済産業省版と同内容】

- a. 企業間連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人財の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）
- f. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言等）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（中小受託企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップの構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

また、「振興基準」が適用されない中小受託取引以外の取引についても、「空調衛生工事業における労務費等の適切な価格転嫁のための自主行動計画」を踏まえ、取引の適正化を図ります。

3. その他（任意記載）

<記入例>

- ・ 当社は、元請け事業者として、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」を行っており、宣言を行った取組を確実に実施します。
- ・ 当社は、大企業との取引も含め、労務費相当額の現金払いを実施します。

○年○月○日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）